広告規制の見直しによる広告可能な事項の拡大（医療法）

・　広告規制制度における広告可能な事項の規定方式について、従来の個別事項を細かく列挙する方式を改め、一定の性質をもった項目群ごとに、「○○に関する事項」というように包括的に規定する方式に改正。

⇒広告規制の大幅な緩和

・　広告可能な事項以外の内容を広告した場合の対応について、直接罰方式から間接罰方式へと改正。

広告する内容	改正前の制度	改正の背景・考え方	改正後の制度
広告可能な事項	個別事項を細かく列挙 （例）・病床数、病室数 ・機能訓練室に関する事項 ・診療録を電子化している旨 ・従業員数、患者数に対する配置割合　等	医療の選択を支援する観点から広告可能な内容を拡大。	一定の性質をもった項目に関する事項を規定 例）・施設、設備又は従業者に関する事項 ・提供される医療の内容に関する事項 ・管理又は運営に関する事項
広告可能な事項以外の内容	直接罰（※）を適用	都道府県は実態として行政指導で対応。	・広告の中止命令・是正命令 ・命令違反に対する間接罰（※）を適用
虚偽の内容	直接罰を適用	不適切な広告による不当な誘因から利用者を保護。	直接罰を適用

※・・・６ヶ月以下の懲役又は３０万円以下の罰金。

【 緩和された広告の例 】

○ 医療従事者の専門性　○ 施設や医療従事者等の写真、映像　○ 治療方針　○ 治験薬の一般名・開発コード
○ 提供している診療、治療内容のわかりやすい提示　○ 医療機器に関する事項　等

（※ただし、法令及びガイドラインに沿った内容でなければならない）